

令和3年広審第46号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年12月1日08時15分

山口県徳山下松港

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA モーターボートB

総 ト ン 数 4.6トン

登 録 長 11.04メートル 6.19メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 ディーゼル機関

出 力 279キロワット 33キロワット

3 事実の経過

Aは、平成7年5月に進水した、船体中央部に操舵室を配置し、同室前部右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦ハンドルを、中央部に魚群探知機兼GPSプロッターを、左舷側にレーダーを装備したFRP製モーターボートで、a受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和2年12月1日07時00分徳山下松港の係留地を発し、釣餌を釣ることとしていた山口県馬島沖合を經由する予定で、同県野島南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、椅子に腰を掛けて舵輪を握り、08時11分半岩島灯台から288度（真方位、以下同じ。）1.55海里の地点で、針路を123度に定め、14.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、08時14分岩島灯台から278度1.0海里の地点に達したとき、正船首450メートルのところにBを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、船首を西方に向けてほとんど移動しない様子から錨泊していることが分かり、その後Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、船首方向から差し込む太陽光線がまぶしく、同方向に他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、同船の存在にも、この状況にも気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けずに進行し、08時15分岩島灯

台から271度1,460メートルの地点において、原針路、原速力のまま、その船首がBの右舷中央部に前方から10度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の北風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、平成6年2月に進水した、船体中央部に操舵スタンドを配し、同スタンド右舷側に機関操縦装置を、左舷側下部のハッチ内に魚群探知機を装備し、操舵スタンドまで延長した舵柄により操舵する、全長7メートル以上のFRP製モーターボートで、b受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、同日07時45分徳山下松港の係留地を発し、08時10分前示衝突地点付近に到着し、水深20メートルの海中に船首首から錨を投じて錨索を船首部に係止し、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示することなく、機関を停止して錨泊を開始した。

b受審人は、08時14分前示衝突地点で、船首が293度を向いていたとき、右舷船首10度450メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、錨泊を始める際、付近に航行する船を見かけなかった上、接近する船があっても錨泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、Aの存在にも、この状況にも気付かず、注意喚起信号を行うことも、同船が更に接近しても機関を用いて錨索の振り回り圏内を移動するなど衝突を避けるための措置をとることもないまま錨泊を続けた。

こうして、b受審人は、釣りの準備に当たっていたところ、船首至近に迫ったAを認め、自船の存在を知らせようとして手を振ったが、効なく、Bは、293度に向首したまま錨泊中、前示のとおり衝突し

た。

衝突の結果、Aは船首に修理を要さない擦過傷を、Bは右舷外板に割損等をそれぞれ生じたが、のち修理された。

(航法の適用)

本件は、徳山下松港において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、港則法には、本件に適用できる航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法を適用することになるが、同法にも両船に適用できる定型的な航法規定がないので、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、徳山下松港において、野島南方沖合の釣り場に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、徳山下松港において、野島南方沖合の釣り場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首方向から差し込む太陽光線がまぶしく、同方向に他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かないまま進行して衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、徳山下松港において、釣りのため錨泊する場合、接近す

る他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、錨泊を始める際、自船に接近する他船を認めなかった上、接近する他船があっても錨泊中の自船を避けるものと思いい、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて、同船との衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年9月6日

広島地方海難審判所

審判官 丸 田 稔